

## 田村市小売商業施設の適正な配置に関する指導要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、「田村市商業まちづくり基本構想(平成21年3月制定。以下「基本構想」という。)」に定めた小売商業施設適正配置構想に示す適正かつ計画的な土地利用を図るため、小売商業施設の立地に係る事前指導について必要な事項を定め、もって、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小売商業施設の設置者 物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占める当該建築物の所有者をいい、賃借権、使用权を有する者等は含まない。

(2) 市の土地利用に関する各種計画 都市計画法第18条の2、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、森林法第10条の5に基づき策定している計画(市長の責務)

**第3条** 市長は、基本構想に定めた小売商業施設適正配置構想に示す適正かつ計画的な土地利用を推進できるよう小売商業施設の設置者に対して、その立地について指導を行うものとする。

2 市長は、国又は地方公共団体に対し、基本構想に定めた小売商業施設適正配置構想に示す適正かつ計画的な土地利用を推進できるよう協力を要請しなければならない。

(小売商業施設の設置者の責務)

**第4条** 小売商業施設の設置者は、この要綱及び基本構想を遵守し、市が目指す商業まちづくりの推進に協力しなければならない。

(適用)

**第5条** この要綱は、1,000㎡を超える店舗面積を有する小売商業施設を新たに建築し、小売業を行おうとする場合に適用する。

(事前協議)

**第6条** 前条の規定に該当する小売商業施設を新たに建築しようとする者は、都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第29条第1項、第32条第1項及び同条第2項の規定に基づく開発行為の許可、公共施設の管理者の同意並びに大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく届出等を行う前に、当該小売商業施設を建築場所(以下「新設箇所」という。)に関して市長に協議(以下「事前協議」という。)するものとする。

2 前項の事前協議は、小売商業施設設置事前協議書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとし、提出部数は正本1部のほか、市長が求める部数とする。

(1) 位置図(縮尺1/2,500以上)

(2) 配置図(縮尺1/1,000以上)

(3) 平面図(縮尺1/500以上)

(4) 立面図、公図等その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、小売商業施設の設置者の同意を得た事項について、必要に応じ新設箇所周辺の住民の意見を聞くことができる。

4 前項に規定する新設箇所周辺の住民の意見を聞く方法等については、別に定める。

(指導・教示)

**第7条** 市長は、事前協議のあった新設箇所について、基本構想に定めた小売商業施設適正配置構想により判断し、必要な指導を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、新設箇所について箇所等の変更が必要と判断する場合及び土地利用に関する各種計画に基づき、適正な土地利用を推進するために必要な措置等が生じた場合には、小売商業施設の設置者に対して、次に掲げる事項について、速やかに指導・教示を行うものとする。

(1) 基本構想に定めた小売商業施設適正配置構想との関係

(2) 市の土地利用に関する各種計画との関係

(事前協議終了の通知)

**第8条** 市長は、事前協議が終了したときは、小売商業施設の設置者に対し、事前協議が終了した旨を速やかに通知しなければならない。

(事前協議終了後の新設箇所の変更)

**第9条** 小売商業施設の設置者は、事前協議終了後に第6条第1項に基づき事前協議した当初の内容に著しい変更等が生じた場合には、再度の事前協議を行わなければならない。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、小売商業施設設置の指導に関して必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、施行日前に、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、第32条第1項及び同条第2項の規定に基づく開発行為の許可、公共施設の管理者の同意等並びに大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく当該小売店舗の新設箇所に関する届出の事前協議等を行っている小売商業施設の新設については、適用しない。